

## 令和6年度

### 第3回草津市子ども・子育て会議 会議録

■日時：令和6年9月13日（金）午後2時

■場所：草津市役所8階大会議室

■出席委員

神部委員、佐々木委員、浅野委員、石井委員、薄田委員、宇野委員、奥井委員、左寄委員、杉江委員、高尾委員、土田委員、中島委員、永田委員、保田委員、柳澤委員、山崎委員

■欠席委員

藤田委員、丸山委員、八木委員、横江委員

■事務局

子ども未来部：板垣理事、小川副部長

子ども・若者政策課：織田課長、島川課長補佐、河合係長

関係課：子ども家庭・若者課、幼児課、幼児施設課、子育て相談センター、発達支援センター、家庭児童相談室、児童生徒支援課、生涯学習課、人とくらしのサポートセンター

■傍聴者：

なし

#### 1. 開会

---

<委員20名中16名の出席、事務局より開会を宣言>

#### 2. 議事

---

(1) (仮称)草津市子ども計画の中間まとめ案について

①「子ども」の定義・表記と計画の名称案について

【事務局】

<資料1説明>

**【委員長】**

ありがとうございます。まずは、この計画のキーワードである「こども・若者」について、それぞれの計画の中で様々な定義でこども・若者の範囲があり、共通の理解というのは難しいところがあります。これまで出てきた子どもの定義、若者の定義というものを整理していただいた上で、草津市としての「こども」の範囲、「若者」の範囲について共通理解をしながら、これからの施策を進めていき、そして若者をこの計画の範囲の中を含めることを明確にするために、今回の計画を「草津市こども・若者計画」という名称で計画を立てていきたいというご提案です。

まず、これに関して事前に何か委員から質問はありましたか。

**【事務局】**

こちらの案件につきましては、事前のご質問はありませんでした。

**【委員長】**

では、今の事務局からの説明をお聞きいただいて、何かご質問、ご意見がございましたら受け付けたいと思います。

確認事項として、若者はポスト青年期までを入れる。乳幼児期・学童期・思春期・青年期と続く中で、青年期を40歳未満と捉えているようですが、40歳を青年と言われても、一般の人の理解を得るのは難しいと思います。青年期のあと、ポスト青年期を入れて40歳までというのが妥当な区分だと思います。子どもと若者が重なり合っているのは、草津市でこういった認識で施策を進めていくということで、そこに共通の理解があれば良いと思っています。その辺り、皆さんもよろしいでしょうか。

**【A 委員】**

特に問題ではないのですが、「まで」と「未満」というのは何か使い分けをされているのでしょうか。思春期は、おおむね15歳までで、青年期とポスト青年期は40歳未満ということになっていますが、実際は39歳までですね。「まで」と「未満」を使い分けされているかを伺いたいです。

**【事務局】**

こちらの表記については資料1の8ページに抜粋されている大綱の書き方をそのまま引用しているのですが、思春期であれば18歳を含むということになりますし、未満であれば39歳までという、重なりが起きている現象はあります。

**【委員長】**

思春期までは「まで」、青年期とポスト青年期が「未満」になっているということですよ

ね。ここについては、統一するのか、このままでいくのかは、ご意見が出てきていますので、事務局でご検討いただけますか。

**【事務局】**

国の表記をそのまま用いるほうがよいのか、計画の中で統一するほうがよいのかは改めて考えさせていただきます。

**【委員長】**

よろしくお願いします。他に何かございましたらお願いします。

ないようでしたら、また最後にまとめて気付いたことがあればお聞きしたいと思います。まずは①の定義・表記、そして計画の名称案というのは、この形でご了解いただいたということで進めさせていただきます。ありがとうございました。

では、次に②の計画の基本的な考え方、計画の理念という部分が計画の顔になります。計画の理念の説明を聞いていただいて、委員としてどういう形の文言、理念がいいのか、できるだけ皆さんの合意の上で進めていきたいと思っています。まずは計画の基本的な考え方について、事務局からご説明をお願いします。

**②計画の基本的な考え方について**

**【事務局】**

<資料1・資料3説明>

**【委員長】**

ありがとうございます。全体を通して今説明があった中で、何か皆さんの中でご質問、ご意見ございましたら、基本理念以外のところでお願いします。これも事前の質問はありましたか。

**【事務局】**

1点、資料の表記について、ご意見をいただいております。資料3をご覧ください。資料の中央にある「こども大綱の目指すこどもまんなか社会」の囲みの中に、キーワードの②と③にある「子育て当事者」という表記が一体誰を指すのかというご質問でした。当事者の対義語というのが第三者ということですので、子育てに直接関わる人以外は傍観者のような印象を与えるというご意見です。

回答といたしましては、資料3にある「子育て当事者」については、こども大綱の記載をそのまま抜粋したものです。ご意見のとおり、子育て当事者では分かりにくいいため、計画の中では全体的に子育て世帯や、子育て家庭という表現にしています。「子育て当事者」の表記の箇所が資料1の11ページにあります。こちらについては子ども・子育て会議の構成

員の説明として、「子育て当事者を含めた公募の市民により構成し」とあり、実際に子育てを行っている方を含めた広い市民の参画を公募するという意味で表現しておりますので、この箇所については、そのままとしたいと考えています。

#### 【委員長】

「子育て当事者」の表記が11ページのところだけということですね。あとは世帯、家庭という形で整理しているということでもよろしいですね。ありがとうございます。他に何かございますか。

なければ、次に96ページを開いてください。まずは皆さんのご意見を決めていきましょう。計画の場合は必ず最初に基本理念というのがあります。視覚的に、この計画はこういう考え方の下につくられている、というキャッチフレーズを出して、その下に4行、5行程度で、それがどういうことを意味しているのかという解説を付けるというのが一般的な作り方です。

その基本理念について事前に委員の方々に、何かいい案があればご提案くださいとお聞きしており、今出てきているのが3案です。

案1 「すべての子ども・若者が尊重され、自分らしく生きる 笑顔輝くまち草津」

案2 「子ども・若者をまんやかに みんなでつくる 未来のまち草津」

案3 「子ども・若者の最善の利益と幸せを目指す 子どもまんやかなのまち草津」

今この3つの案を出していただいております。

まずは、この3つの中で何かご意見、あるいはもっといい案、こういうフレーズのほうがいいのではないかということがあれば、それを案4に加えて、この会議での提案として事務局にお返ししたいと思います。最終的には市の計画として判断を事務局にお任せしますので、事務局も委員の思いを聞いていただいた上で考えていただきたいです。では、この3つの案以外でもっといい案があるという方はいらっしゃいますか。

#### 【B委員】

基本的には案2がいいと思ったのですが、それぞれの案にいい言葉があるので、案2を基本にして、「子ども・若者をまんやかに」の後に、案1にある「人権が尊重され」ということを加えて、「子ども・若者をまんやかに 一人ひとりが尊重され、みんなでつくる未来のまち」、少し長くなりますが、一人ひとりが尊重され、そしてみんなでつくるというふうに加えたらどうかと思いました。

#### 【委員長】

ありがとうございます。今の意見は、案2がいいけども、これをもう少し良くしたいので、こういう形でもいいのではないかというご意見ですよね。案1、3以外で、全く新しく案4としてのキャッチフレーズというのがなければ、まず土台を決めた上で、その土台をみんな

が納得のいく形で修正していきたいと思います。

では、案3つの中でどれがいいか絞り込んでから、さらにブラッシュアップしていく形をとりたいと思います。

**【C 委員】**

意見を申し上げていいですか。3つを見せていただいたときに、案2の中で「みんなで作る」という言葉がすごく響いて、他人事ではなくて、市民みんなでやろうという気持ちが「みんなで作る」という言葉にすごく感じたので、案2がいいなと思っていました。

確かに「未来のまち」では具体的にどんなふうにしたいのか、さらに言うならば、みんなの幸せとは何だろう、笑顔にするのはどうしたらいいのだろうかというふうに、具体的に案を出していただければ、あるいは案1と融合させて「みんなで作る 笑顔輝くまち草津」など言葉を置き換えてもいいかと思います。ただ、3つの中で本当にこの「みんなで作る」という言葉が心に響きました。それをお伝えしたいと思います。

**【委員長】**

ありがとうございます。では、第一案として、これを土台に考えたらもっといいものができるというもの1つだけに手を挙げてもらいたいのですけれどもよろしいでしょうか。案1を土台に考えたいという方、手を挙げてください。

**【3名 挙手あり】**

**【委員長】**

では、案2を土台に考えたほうがいいのかという方は手を挙げてください。

**【1 2名 挙手あり】**

**【委員長】**

案3を土台に考えたほうがいいのかという方は手を挙げてください。

**【挙手なし】**

**【委員長】**

ということで、案2を土台に考えていいのではないかとのご意見が委員の中で多数となりました。まずは案2をベースとして、今出てきている意見としては、「一人ひとりが尊重され、みんなで作る未来の草津」、未来の草津の部分が「幸せあふれるまち草津」、あるいは「希望にあふれる草津」。

案1の言葉を移植してもいいのですが、ただ1つ、あまり長くならないほうがいいということに注意として挙げたいと思います。キャッチフレーズが長過ぎると、いろんなところで計画を宣伝やPRするとき長いと理解してもらい難いので、コンパクトにしたほうがいい

いということをお願いしたいと思います。この中で、もっとこういうキーワードを入れてほしいということがB委員さんから1つ出ましたけど、何かあれば挙げていただきたいです。

#### 【D 委員】

「未来のまち」というのが、具体的にどんなまちなのかが分かりづらいので、「笑顔輝く」、「幸せあふれる」といった文言が入ったほうが、具体性があるのかなと思います。

#### 【委員長】

この基本理念の説明の中にも、また、最近の国の施策でも「ウェルビーイング」というキーワードが出てきています。ウェルビーイングの概念は、一言でいえば幸せにつながるキーワードです。そういう意味では確かに、「幸せあふれるまち草津」という、幸せという言葉が出てきているとウェルビーイングとつながっていて語呂がいいのかなと思います。「こども・若者をまんやかにみんなでつくる 幸せあふれるまち草津」など。そんな形で皆さんも他にもっとこうすればいいのではないかという意見はありますか。

#### 【A 委員】

「笑顔輝くまち」というのは、とても印象的な継続性もあっていい言葉だなと思いました。反面、「若者が尊重され」とか、「一人ひとりが尊重され」というと、ここだけ受け身の表現になってしまうので、今回の理念からは少しもったいないと思います。一人ひとりが自分の権利を訴えてという少し強いので、「笑顔輝くまち」というのは権利が尊重されているというニュアンスが入るので良い言葉だなと思いました。

#### 【委員長】

ありがとうございます。「一人ひとりが尊重され」よりも、もっと主体的に積極的に自分たちでつくっていくのだという思いは確かに出したいところですね。1つの案として、「未来のまち」よりは、こちらの言葉を移植したほうがより積極的という形になる。

他の方はいかがでしょうか。B委員に先ほど言っていただいた言葉はまさに尊重したいところですが、全体の長さや主体性、積極性ということも含めて、その思いを今、A委員が「笑顔輝く」という言葉だったら表現できるのではないかとご意見いただきました。尊重されているという思いがあるから笑顔が出る。

以上のことから、「こども・若者をまんやかに みんなでつくる 笑顔輝くまち草津」、もう1つが「みんなでつくる 幸せあふれるまち草津」、今この2つの案があり、もし他に案がなければ、この2つのうちのどちらかで皆さんが良いと思う方を一つ、全体の案として事務局へお返ししたいと思います。よろしいですか。

では、「こども・若者をまんやかに みんなでつくる笑顔輝くまち草津」がいいと思う人は手を挙げてください。

【8名 挙手あり】

【委員長】

「幸せあふれるまち草津」がいいと思う人は手を挙げてください。

【8名 挙手あり】

【委員長】

子ども・若者を主演にしながら、みんなという中にいろんな世代、町の人たちが子どもたちをまんなかにしながら、みんなで考えながら、そして子どもも大人もおじいちゃんもおばあちゃんも笑顔輝く、あるいは幸せあふれる、そんなまちをつくっていきましょう、この計画はそのための計画ですよという、これがご提案ですので、どちらになっても皆さん納得されると思います。最終的には市の計画ですのもう一度、事務局のほうで案を練っていたいて、どちらかを選んでいただければよいかと思いますので、よろしくお願いします。

【事務局】

受け止めさせていただきました。

【委員長】

ありがとうございます。まさにこれが一つ、この計画の一番の顔で、そういう意味ではこれに見合った具体的な施策をしっかりと事務局につくっていただかなければ困るということでもあるのですが、その辺りも含めてよろしくお願いします。

これ以外の部分で、他に先ほどの説明の中で基本目標、施策の体系で何か皆さまからご質問等々ございましたら、よろしくお願いします。例えば93ページの図がまだ整理しきれていないなどありますか。

【A 委員】

細かいことですが、「草津っ子」の子は、子どもの「子」になるということは年齢を限っているというイメージでしょうか。

【事務局】

子どもの字が固有名詞の場合は特別なものとして、そのまま漢字を使うということで、今回の「草津っ子」というのは今まで第2期の計画の中でもこの表記であったので漢字にしています。

【A 委員】

ということは、いわゆる平仮名のこどもと一緒にだが、ここだけ漢字という意味か、それと

も固有名詞として子ども、いわゆる18歳未満というイメージか、または決まっていなくても結構ですが教えていただけるとありがたいです。

**【事務局】**

先ほどの「草津っ子」もそうですけれども、基本的に全体はひらがなの「こども」としながらも、例えば法律で決まっている漢字の子や、何かで定義付けられている子ども、何かに使われていて、それを引っ張ってくる「こども」については漢字を使う、先ほどの説明の中での特別な場合、漢字のままという、すみ分けをしたいと思っております。

**【委員長】**

「草津っ子」というのはずっと使ってきた固有名詞みたいな感じで捉えるということではないのでしょうか。

**【A 委員】**

対象は今までどおりなのか、今回は広がっているのかという、それだけの質問です。「草津っ子」は固有名詞なのはもちろん分かるのですが。

**【事務局】**

子どもの「子」が漢字だから対象が限定されるということは、そもそもありません。あとはこの会議で「草津っ子」のほうを漢字より平仮名に変えたほうがいいのではないかというご意見があるのだったら、それも考えようというところがあります。この事業名称で漢字の「草津っ子」を継続的に使っている部分もあるので、そこは内部で検討するか、現状、子どもの「子」を漢字にするか、平仮名にするかについては、先ほど申し上げたとおり、運用されている事業などは漢字の「子」を使うことがあるけれども、一般的な「こども」というときには、平仮名のほうを優先して使おうというイメージです。

**【委員長】**

その辺り、使い分けのルール、規則みたいなものをしっかりと持っておいてもらったらですが、ちなみに93ページの図の中の右上、この子どもは漢字でいいのですか。

**【事務局】**

現状は漢字も平仮名も入り混じっている状態で、そもそも平仮名「こども」に全部変換しているわけではなくて、本日の会議で先ほど平仮名「こども」を中心にしていこうということで了解いただいたので、次の第4回目の会議の中では今多く漢字「子ども」を使っていますが、これをほとんどのところが平仮名「こども」に変わっていくというイメージで受け止めていただけたらと思います。

**【委員長】**

93 ページの左側は平仮名になっている、「社会全体で子ども」とここだけが漢字になっているのは何か意味があるのか。

**【事務局】**

今はまだ事務局の中でも意図はありません。

**【委員長】**

これは「こども」の平仮名に変わるということでしょうか。

**【事務局】**

もともとの計画から引っ張っているところが漢字、新しく書き出したところが平仮名と入り混じっている状態ですので、今後、統一いたします。8 ページの国のルールを草津市においても運用でしていこうというところです。

**【委員長】**

8 ページで根拠を出しているのので、これに沿って修正したらいいのですね。

**【A 委員】**

結局「草津っ子」の中に草津の若者というの也被まれているのか、そこがお伺いしたいところです。その法則は理解いたしました。

**【事務局】**

いわゆる「草津っ子」に関わる制度、政策が若者に及ぶなら、今の場合だと平仮名に変えたほうがいいというところですね。ご意見を踏まえて従来どおりの方法を踏襲するほうがいいのか、変えたほうがいいのかを検討します。

**【委員長】**

こういうご指摘があったということで、もう一回整理をしてください。ありがとうございます。他の方よろしいですか。とりあえず先に進んで、余った時間で全体を通してまた質問があったら受けるということで、次に③子ども・若者、子育て支援に関する施策の展開について、④重点的な取組について、⑤計画の推進に向けてまで、事務局から説明をお願いします。

③子ども・若者、子育て支援に関する施策の展開について

④重点的な取組について

⑤計画の推進に向けて

【事務局】

<資料1・資料4説明>

【委員長】

ありがとうございます。今のご説明の中で何かご質問、ご意見ございましたらよろしくお願いたします。これについては事前には質問事項はなしですか。

【事務局】

事前に質問を3点ほどいただいています。

【委員長】

では、先にお願します。

【事務局】

まず1点目、第4章に全体で209事業が掲載されておりますが、これが第6章の重点的な取組にある事業とどう関連しているのか、これらが令和7年度からの新たな取組なのか、関係性について説明をいただきたいというご質問をいただいています。

これにつきましては、本日お手元に当日資料として（仮称）草津市こども計画新規事業一覧という二枚物の資料をお出ししています。まず、第6章の重点的な取組にある事業については、4つのそれぞれの取組に関連する事業を、第4章の209事業から再掲しているものとなります。第4章の中では、令和6年度時点で実施している事業と、今後実施予定されている事業で209事業になるのですが、これらの中から新規に当たるものを（新規）という表現をしています。そのうち、当日資料には新規事業のみを切り出しております。来年度の予算編成がこれから始まることもありますので、事業の追加や整理を今後行っていきます。また、（新規）と記載しておりますのは、現行の計画が開始された令和2年度以降に既に開始されている事業と、令和7年度以降に開始をする予定の事業です。あるいはこども大綱を踏まえて新たな事業としてその前から既に取り組んでいますが、取組として新たに追加した事業というところです。

令和7年度以降からの事業は☆印を付けてお示しをしております、2ページにある57番、76番、102番、105番、106番、107番、この6つが令和7年度以降の事業となっております。57番の第3子保育無償化事業につきましては、説明欄にありますとおり、第2子への無償化の拡大に向けては今後検討するというので、まだ予算をいただいているものではないので、検討するといった記述にさせていただきます。これが1点目の

質問への答えになります。

2点目の質問が事業番号72、ファミリー・サポート・センターと、事業番号199、子育て短期支援事業についてです。ファミリー・サポートの提供会員も、子育て短期支援事業、いわゆるショートステイの受け手として活躍してもらえれば、地域共生社会が一段と進んでいくと思われそうですがいかがですかというご質問をいただいています。これにつきましては担当の家庭児童相談室からお答えをさせていただきたいと思います。

#### 【事務局・家庭児童相談室】

まず、子育て短期支援事業については保護者の方が家庭での養育が実質的に困難となった場合に、市が委託している児童養護施設等で一時的に子どもを療育、保護する事業となっています。実施施設は児童養護施設の他、里親さんなどとしており、緊急時の対応や、宿泊を含めた多様なニーズに即応していただいている現状です。

ファミリー・サポート・センター事業については、提供会員で子育てのお手伝いをしたい方が一定の報酬をお受けになって活動をいただいています。援助活動内容については宿泊を伴わない子どもの預かりや、保育園等の送迎が多いというのが現状です。事業内容や活動の実績から、子育て短期支援事業の受け手となって活動していただくのは少し難しいと考えています。ただ、両事業とも必要な人に必要な支援が届くよう、引き続き適切に実施できるように、人材や施設等の確保には努めてまいります。以上です。

#### 【事務局】

事前質問の3点目、122ページ130番、学びの教室、放課後自習広場で「子どもの自主学習を支援し、学習習慣の確立・学力向上を図ります」と記載されているが、回数や時間にも限りがあるので、学習支援、学力向上という面がどうなのか、また、発達に課題がある児童もおり、学習に取り掛かるところを促すところも大変な実情がある中で、そもそも自主学習広場というのがどのような趣旨で設けられたものかというご質問をいただいております。こちらについては担当の児童生徒支援課からお答えをさせていただきます。

#### 【事務局・児童生徒支援課】

お尋ねの結びの部分が放課後自習広場はどのような趣旨でといただいておりますが、項目にありますように学びの教室というのと併せての事業になることと、実施している中で始めた頃と比べて変遷している部分がありますので、併せてご説明をいたします。

まず、学びの教室と放課後自習広場のうち、放課後自習広場の目的は、「宿題や復習等、何を勉強するかを自分で決めて取り組ませることで家庭学習の自分のスタイルを見つけさせ、定着させることを狙いとする」となっております。要するに家庭学習の定着というのが大きな目的となっています。学力向上の部分はどうなったのかといいますと、家庭学習の定着、学習を習慣化することで学力向上を目指していると捉えております。

学力の捉え方は様々ですが、現在、学校教育の中で、知識や理解の部分に加えて、それを基にした思考力や判断力、表現力に力を入れるとともに、特に大事だと言われているのが自ら学びに向かう態度です。この面でいいますと、自分の力で宿題、あるいは自分の中でやらなければいけないものを整理して取り組んでいくことがとても大事になってきます。放課後自習広場は、週一回、学校の教室を使って1・2年生の子どもに家庭学習の習慣化を図る、そのきっかけづくりを趣旨としています。そういった家庭学習の習慣を定着させることで、学力向上していきたいということが目的にあります。

このことにつきましては学びの広場と併せて展開している事業になります。学びの広場のほうはもう少し学力向上に直接席に力を置いており、週一回の放課後、土曜日に学習をしているものがあります。当初、一斉指導の形で学習を進めていましたが、個別の対応が必要になり、少人数型、個別に対応して子どもたちの学びを見ていく形も近年導入してきました。その中で、今年に入ってから個別の配慮をもってもらえないかという要請や、学校の担任との連携を図ることで指導を充実してもらえないかという要請もありました。こういったところが学習塾におけるものとは少し違い、個別の発達支援とかを通じても応じていきたいということで、できるだけ配慮をできるようにしているところです。

2つの事業を通じて、子どもたちの家庭学習の習慣化、あるいは自分たちで学んでいこうとする力のきっかけづくりを考えて取り組んでおります。私からは以上です。

#### 【事務局】

事前にいただきました質問については以上となります。

#### 【E 委員】

質問に関連して、まず1点目、内容はよく分かりました。ありがとうございます。1つ気になっていることがあるのですが、最初の施策は目標ごとに1番から順番にずっと並べていますね。しかし、重点になると、例えば二桁の事業番号ところに三桁のものが入るなど、重点施策は分類方法が変わっています。1番からずっと目標ごとに事業内容が並べてある表記が、重点施策になると一部はそのとおりだけれども、あるところは二桁の事業と三桁の事業が一緒になっているところがあります。それは分類の仕方が変わったのか。要するに、非常に項目が多く複雑でしたので、どうなっているのかよく分からず、教えていただきたいと思っております。

#### 【事務局】

4章のほうで紐付けている事業というのは、目標と施策ごとにその事業をぶら下げておりまして、その中で重点的な視点から見たときに各施策、各目標から引っ張ってきて、特にそれに取り組むという形で横串を刺して固めているという部分があり、事業番号が飛んでいるというところはございます。

まず事業番号は共通ですので、重点施策での番号は飛び飛びになってしまうということがあります。それから今、並び順で100の数字が前に来たり、後ろに来たりみたいな前後があります。所属順に並べたほうが見やすいということもあり、並べ方を工夫しているところではあります。番号の若い順から並べたほうがよいのか、所属順でグルーピングしたほうがよいのかは事務局の中でも悩んでいるところですが、今現状はそういうふうに整理をしているところです。

#### 【E 委員】

重点項目だけを見る場合にはいいのですが、最初のものを見ていて、これがどこにあるのかを探すときに重点のほうが順番になっていないから非常に見つけにくいという気がしたので、そういう状況でしたらよいとは思いますが。

2点目の質問です。ファミリー・サポートの話と子育て短期支援事業のご説明は確かにそのとおりだと思います。子育て短期支援事業の受け手が非常に逼迫しているという話が耳に入ってきているので、ファミリー・サポートとうまく融通し合うような方向にもっていったらいいのではないかということなのですが、先ほどの話を聞くと難しそうな回答だったので、今後検討していただければと思います。

#### 【委員長】

ありがとうございます。他に何かございますか。

#### 【B 委員】

4点あります。

1点は提案です。資料1の159ページ第7章の計画の推進に向けてで、図式があります。各主体の役割や責務という図ですが、中間支援組織の市、NPO、地域、家庭などと書いています。文章としては1行目「教育・保育事業をはじめ、福祉、保健・医療」とあり、福祉という言葉がありますが、この表の中にも福祉という観点から、中間支援の地域、企業、家庭というところに社会福祉協議会や、民生委員児童委員が入るべきではないかと思いましたが。広い意味でいえばこの図のどこかに属するのかもしれませんが、民生委員も児童委員も、表に出ないから気が付きにくいですが、ここに入れなければいけないのではないかと思いますので、この表や文章に加えるご検討をお願いしたいというのが1点です。

2点目は、資料1の102ページと20ページに女性の就業率について。25歳～44歳の女性の就業率は全国では82%、滋賀県とか草津市ではもう少し低い60～70%と思いますが、就業率が高いと少子高齢化といいながらもやはり各施設に子どもさんを預ける方も増えてくる。最近の新聞で、草津市で待機児童がゼロだったのが初めて今年17名、大津では184名で全国ワースト1位ということが掲載されていました。待機児童が出た原因として、各施設の受け入れが定員いっぱいなのか、人材が確保されていないから受け入れられないのか、

今、草津市の現状をわかる範囲でお聞きしたいです。

3点目は、資料4でも挙がっていましたが、児童虐待の早期発見・防止についてです。9月3日の新聞で虐待を受けた子どもは0歳児が4割超えで、一番多いのが実母からだと掲載されていました。養育能力の低さ、育児不安が原因として考えられるのはもちろんですが、そういう人は児童相談所や市の関係機関の関与がゼロであるという結果が出ていました。都会に近いところほど目の届かない人が増えてくると思うので、草津市でも情報が入ってこず、誰にも見つけられず、知られずにこういうことが起こっているかもしれません。こういう人たちを一人でも見逃さずに救っていくという手立ても、計画の中で説明されていると思いますが、草津市としてどう具体的に対策しているのかをお聞きしたい。

4つ目は、食育の推進事業の「はたけのこ体験事業」の中で、以前から小学校、保育園、幼稚園でしているお米作りとはまた別で、山田ねずみ大根、特産のものを体験するという計画がありました。これは草津市全体を対象にされるのでしょうか。特産は山田ねずみ大根だけではないので、将来的に今年はねずみ大根、来年はこれをといったふうになっていくのでしょうか。

#### 【委員長】

ありがとうございます。事務局からお願いします。

#### 【事務局・幼児課】

1つ目の待機児童等についてご説明します。委員がおっしゃったように、女性就業率は全国的に向上し、それを受けて草津市は待機児童が今年4月で17名発生、特定園を希望されて入れない方が112名ということで、4月現在合わせて129名の方が未入所となっています。これまで、大半の方が0歳～2歳、あるいは3歳でしたが、今年度はほぼ1歳が集中しています。このことは他市町においても、女性就業率が上がって、ちょうど1歳ぐらいになったときに職場に復帰をされる方がすごく多くなって、そういう状況を受けて待機児童が草津でも17名発生しています。

従来ですと施設が足りないから入れないという要素がかなり多かったのですが、保育士が確保できていないから入れないというところがあります。例えば今年4月の状況では、草津市は保育施設が53施設ありますが、そのうち16施設で保育士が不足しているから入れられないというところがあり、今年の待機児童発生の主たる要因として、保育士の不足という形になっております。恐らく次回以降、この子育て会議の中で今後の5年間の保育需要を算定していくことになると思いますので、その保育需要の中で保育士が足りないから対応できないとか、あるいは施設が足りないから対応できないとか、その辺を今後の保育需要を見極めて、またこの委員会でご審議いただきたいと思っております。保育の質を確保する大前提は保育士を確保することですので、保育士確保の取組を併せて市の取組として進めていきたいと思っております。

はたけのこ体験事業については農林水産課が公立の園長会や、私立の園長会に説明という形で出向いて、現時点では山田ねずみ大根の栽培ができる園がないかということで説明をした上で、できるところについてはノウハウを積極的に伝え、先生や園児と実際できる取組の中で、園長会等でPRしながら進められておられます。山田ねずみ大根以外について今後どのように展開されるかにはまだ把握していませんが、現状ではそういう形で展開はされています。幼児課からは以上になります。

#### 【事務局・家庭児童相談室】

先ほどの子どもの死亡事例で0歳児が4割というのは私どもも数日前の報道で承知しています。草津市では、妊娠期から子育て世帯につきまして、私ども家庭児童相談室と子育て相談センターが協力して対応をしております。妊娠期に妊娠についての不安を抱えているお母さま方や、健診で子育てに不安をお話された家庭については、協力して家庭への支援をしております。健診にも来られない保護者については、勧奨をしたり、訪問したりして、きめ細かく対応しているのが現状です。この4月1日から「こども家庭センター」をつくり、子育て相談センターと家庭児童相談室、子ども家庭・若者課の3課をセンターに位置づけまして、妊娠期、子ども、若者とといった一連の世代を包含した支援体制を構築して、今まで以上に、より3課が連携しながら丁寧に対応していきたいと思っております。特に母子保健と家庭児童相談室の連携については今まで以上に強化したいと思っておりますので、今後も対応を丁寧にしたいと思っております。以上です。

#### 【事務局】

私のほうから、159ページの計画の推進のところですか。おっしゃっていただいたように地域の中では民生委員が支えてくださっている状況であるとか、草津市の場合は協働のまちづくり条例の中で中間支援組織として、福祉の観点では社会福祉協議会がフードバンクやこども食堂などの支援をしていますし、フリースクールやまちづくり系のところでは、事業団が市民活動を支えているところもございます。連携の中には中間支援組織であるとか、地域の中に各民生委員や町内会など、いろんな形で取組をされていますので、記載の中も充実していく中で、その関わりの部分を厚めに記載して、次回また提案できればと思います。以上です。

#### 【委員長】

ありがとうございました。最後に全体を通して言い残したことや、質問があれば。

#### 【F委員】

資料4について意見です。重点的な取組についての2番、社会生活に困難を有することも・若者やその家族に寄り添うきめ細やかな支援というところで、これまでのいろんな施策、

取組みを振り返ったときに、必要な支援が必要なところに届いていると実感できることはあるが、残念ながら届き切れていないことを振り返るという場面もあったと思います。必要なところに必要な支援が届くためにはどういうことが必要なのだろう、どういうことができる取組だろうと思いつながら、こども計画を見ています。その中で1点、特に、困難を有するということに対しての寄り添いやきめ細やかな支援のところ、目標値として、寄り添えたとか、きめ細やかにできているとか、支援が必要なところに届いたということを確認される目標値は設定できないのかと考えていました。

今、目標値として3つ挙がっていますが、1つ目の「ひとり親家庭の暮らし向きの向上」、割合ということなのでアンケートか何かを取ってということになると思いますが、やはりアンケートに乗ってこない人は絶対います。実は困窮していて支援が届いてないということが起こり得るのに、それは確認することが難しいだろうなと思います。2つ目の「児童虐待防止に関する啓発の推進」、それらも行った回数で広く啓発できていることは、確認とか手応えを感じると思いますが、回数だけでは必要なところに必要な支援が届いているかを手応えとして感じられないだろうということ、「児童発達支援」だと、事業数で広くやっただけとも言えるけれども、本当に届いたことを確かめられるかとか、市等でいろんな施策をする中で、目標値の設定はかなり大事だと感じるがありました。目標値はかなりシビアに見て、それが達成できていなかったら何か考えなければいけない、という具体性につながっていくこともこれまで見てきたので、寄り添うとか、きめ細やかなとか、必要なところに必要な支援が届いたかということなどを確かめられるような目標値というのを設定できないのかと強く思います。以上です。

**【委員長】**

ありがとうございます。目標値についてのご提案というようなところかと思えます。これについて何か事務局からございますか。

**【事務局】**

ありがとうございます。事務局でも悩んでいるところですが、実際に支援が届いていない人のベースや、全体が見えてそこから設定というのは、サービスを使った量や、逆に相談件数にすると、それが多いいのいいのか、それとも早期の発見が効いて減っていくのいいのかなど、裏返しの部分もあるので、実際悩みどころではあるのですが、一旦お預かりして検討させていただきたいと思えます。

**【委員長】**

時間の関係で、あとお一方ぐらい、G委員、どうでしょうか。

**【G委員】**

第7章の計画推進に向けてのところで159、160ページです。市民活動団体の中で、8月にまちづくり協働課が草津市の担当課とチャレンジ協働事業をされています。今の計画を見て、まちづくり協働課では協働事業で予算を組まれていたのですが、第7章の計画推進に向けて、協働事業をまちづくり協働課以外に、子育てに関してのほうで何か計画を立てたりなどの計画はあるでしょうか。草津市として、子育て支援を推進していくためにNPOも応援しますというようなことがあればという期待を込めて質問をさせていただきます。

**【委員長】**

というご質問ですが、いかがでしょう。

**【事務局】**

ありがとうございます。今回、協働事業は3件採択されたのですが、残り2件が子ども関係でございまして、1つはフリースクールをされている、もしくはこども食堂をされている団体と協働の事業を子ども・若者政策課から提案させていただきました。内容は、中学生の子たちの対話の中では自分たちよりも小さい小学生が外遊びを全然していない、スマホばかり見ているという問題提起の中で、中学生が小学生の子たちと遊びたいという企画を提案してくれました。もう1つは、子育て応援フェスタという親子の交流の機会をクリアでつくってほしいという提案もされて、それが採択をされたと聞いております。

また、制度の中ではフリースクールを支援するような通所のための助成金や、こども食堂を支援するような回数に応じて補助金が出るところもございまして、今までは子育て世帯を応援するような、もしくは保育所を整備するような福祉的な計画であったのですが、今回のこどもまんなかの計画は地域の中できちんと育むというように、先ほどB委員のほうからあった社会福祉協議会の中間支援をしていくことも含めて、まちづくりサイドと一緒に進められたらと思っております。以上です。

**【委員長】**

よろしいですか。ありがとうございます。では、今日のところはこの辺りで閉めさせていただきます。次回までに時間がありますので、改めて資料を見たときに何か質問したいとか、聞きたいことがあればメール等々で事務局のほうへお問い合わせいただいて、次回を迎えていただけたらと思います。本日もいろいろと貴重なご意見賜りましてありがとうございました。今後とも計画のより良い実現に向けてご協力、ご支援よろしく願いいたします。では、これで本日の会議は終了させていただきます。事務局へお返しします。

**3. 閉会**

---